

どなたでも傍聴できます



本会議場(令和6年12月定例会)

県議会の本会議は、県議会議事堂4階の傍聴者受付で手続きをしていただければ傍聴ができます。本会議の傍聴席は216席です。傍聴席とは別室で、乳幼児・児童のお子様と一緒に気兼ねなく傍聴できる専用スペースもご用意しています。

また、委員会も受付で手続きをしていただければ傍聴ができます。ご用意している傍聴席は、各委員会とも20席です。本会議、委員会ともに車いすのままでも傍聴ができます。

本会議では手話通訳が導入されています。委員会の手話通訳や要約筆記については、議会事務局議事課(FAX 048-830-4922)へお問い合わせください。

請願は皆さまの権利です

請願は、県政に対して意見や希望を述べることができる制度です。

請願書の記載事項

- ① 件名
- ② 趣旨
- ③ 理由
- ④ 提出年月日
- ⑤ 請願者の住所、署名または記名押印
- ⑥ あて先 県議会議長
- ⑦ 紹介議員の署名押印

請願者

県議会

採択

審議結果

不採択

議会で処理

知事が実施

紹介者となった県議会議員
を通して結果を通知

請願者

- 県議会への請願は、県議会議員の紹介が必要です。紹介をお願いしようとする議員には、お早めに相談してください。
- 定例会開会日の午後5時までに提出された請願は、その定例会で審議されます。
- 請願者が複数の場合は、請願代表者を選んでいただきます。

※このほかに陳情という制度があります。陳情は県議会議員の紹介がなくてもできます。提出された陳情は、陳情一覧表を全議員に配布するとともに、陳情書の写しを各会派に配布します。

受理した請願は、まず、委員会が専門的に詳しく審査し、次に議員全員が本会議で審議します。結論が出ない場合は、次の定例会までの継続審査となることもあります。



請願書や陳情書は電子メールでの提出も可能です。詳しくは県議会ホームページで

